

予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

◎議案説明事項

- 1 議案第3号、第14号、第15号
平成31年度三重県一般会計・特別会計予算について 1
- 2 議案第79号、第89号、第90号
平成30年度三重県一般会計・特別会計補正予算について 17
- 3 議案第32号
三重県手数料条例の一部を改正する条例案について 21
- 4 議案第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、
第51号、第52号、第53号
消費税法等の改正に関する条例改正（県土整備部関係）について
. 25

◎所管事項

- 1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」
に基づく報告（県土整備部関係）について 27

平成31年 3月 8日
県 土 整 備 部

(議案説明事項)

1 【議案第3号、第14号、第15号】平成31年度三重県一般会計・特別会計予算について

1 会計別総括表

(単位：千円)

区 分	平成30年度 当初予算 A	平成31年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
一 般 会 計	74,509,554	(9,877,150) 72,137,650	97%
港湾整備事業特別会計	166,411	190,118	114%
流域下水道事業特別会計	13,980,906	13,037,828	93%
合 計	88,656,871	(9,877,150) 85,365,596	96%

2 事業別総括表

(単位：千円)

区 分	平成30年度 当初予算 A	平成31年度 当初予算 B	対前年度比 B/A	
国補公共事業	一般会計	(7,305,150) 25,330,476	110%	
	下水道特会	3,980,516	79%	
	合 計	(7,305,150) 29,310,992	105%	
直轄事業	一般会計	(2,565,000) 13,687,833	100%	
県単公共事業	一般会計	13,397,593	80%	
	下水道特会	104,755	92%	
	合 計	13,502,348	10,827,350	80%
受託公共事業	一般会計	1,208,300	717,163	59%
災害復旧事業	一般会計	8,200,000	6,860,592	84%
その他事業 (非公共事業)	一般会計	(7,000) 14,810,791	98%	
	港湾特会	166,411	190,118	114%
	下水道特会	8,846,777	8,960,757	101%
	合 計	(7,000) 24,124,649	23,961,666	99%
合 計	一般会計	(9,877,150) 72,137,650	97%	
	港湾特会	166,411	190,118	114%
	下水道特会	13,980,906	13,037,828	93%
	合 計	(9,877,150) 88,656,871	85,365,596	96%

※平成31年度当初予算の各欄の()書きは、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」分を内数で示しています。

3 主な事業別明細表

(単位：千円)

区 分		平成30年度 当初予算 A	平成31年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
国 補 公 共 事 業	道 路 事 業	14,166,480	(3,269,025) 14,635,287	103%
	河 川 砂 防 事 業	5,278,582	(3,139,125) 7,188,639	136%
	港 湾 海 岸 事 業	1,981,580	(761,000) 2,365,053	119%
	都 市 計 画 事 業	1,274,121	(136,000) 995,223	78%
	住 宅 事 業	271,448	146,274	54%
	小 計 (一 般 会 計)	22,972,211	(7,305,150) 25,330,476	110%
	下 水 道 事 業 (下 水 特 会)	5,029,374	3,980,516	79%
	合 計	28,001,585	(7,305,150) 29,310,992	105%
直 轄 事 業	道 路 事 業	10,917,333	9,126,548	84%
	河 川 砂 防 事 業	2,291,206	(2,426,000) 4,074,651	178%
	港 湾 事 業	339,514	(139,000) 437,246	129%
	公 園 事 業	71,936	49,388	69%
	合 計	13,619,989	(2,565,000) 13,687,833	100%
県 単 公 共 事 業	建 設	3,952,246	3,271,669	83%
	維 持	8,952,027	7,121,569	80%
	調 査 等	493,320	337,557	68%
	小 計 (一 般 会 計)	13,397,593	10,730,795	80%
	建 設 (下 水 特 会)	104,755	96,555	92%
	合 計	13,502,348	10,827,350	80%
一 般 会 計		49,989,793	(9,870,150) 49,749,104	100%
総 計 (一 般 会 計 + 特 別 会 計)		55,123,922	(9,870,150) 53,826,175	98%

※平成31年度当初予算の各欄の()書きは、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」分を内数で示しています。

県土整備部

平成31年度当初予算のポイント

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成31年度は、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたるため、自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点、地域経済の生産性向上や国内外からの集客・交流等を支える基盤整備の観点から、必要な社会資本整備や維持管理等の取組を着実に推進します。

特に、平成30年7月豪雨など、激甚化・頻発化する自然災害や、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、ハード、ソフトの両面から、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を図ります。とりわけ、重要インフラの点検結果等を踏まえ国が取りまとめた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に集中的に取り組めます。

あわせて、地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、住宅・建築物の耐震化を促進します。

そのほか、働き方改革の視点も踏まえ、引き続き「新三重県建設産業活性化プラン」に基づき、計画的かつ着実に建設業の活性化に向けた取組を進めていきます。

なお、4月に統一地方選挙が行われることから、骨格的予算として編成しています。

2 主な重点項目

(1) 激甚化、頻発化する自然災害や迫りくる大規模地震・津波への対応

○住民避難に資する対策

・危機管理型水位計の設置

予算額 99,300千円

洪水時の避難判断の目安となる水位状況を監視するため、浸水被害が生じた箇所等に引き続き水位計を設置します。

・洪水浸水想定区域図の作成

予算額 40,901千円

(238,301千円※H30年度2月補正予算含みベース)

洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう、洪水浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより洪水ハザードマップ作成を支援します。

・高潮浸水想定区域図の作成

予算額 19,302千円

大型台風接近時に円滑かつ迅速な避難ができるよう、高潮浸水想定区域図の平成31年度完成をめざします。また、区域図を市町に提供し、高潮ハザードマップ作成を支援します。

・土砂災害警戒区域指定のための基礎調査

予算額 372,000千円

(522,000千円※H30年度2月補正予算含みベース)

土砂災害により危害を受けるおそれのある箇所を周知し、いち早く避難してもらえ
るよう、平成31年度の完了をめざし、基礎調査を実施します。

○施設整備の推進

・河川改修事業

予算額 3,483,940千円

(3,934,540千円※H30年度2月補正予算含みベース)

河川整備計画に基づき、洪水被害を軽減するための堤防整備や河道掘削、治水上支
障となっている橋梁の改築、ダム建設等を進めます。

・土砂災害防止施設整備事業

予算額 3,104,748千円

(3,731,348千円※H30年度2月補正予算含みベース)

土石流等による災害から生命や財産を守るため、砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防
止施設の整備を進めます。

○河川堆積土砂の撤去

予算額 768,368千円

河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去および河川内の雑木の伐採を行いま
す。堆積土砂の撤去および雑木の伐採にあたっては、撤去箇所の優先度を関係市町と検
討しながら実施します。

○河川管理施設の地震・津波対策

予算額 1,265,644千円

河口部の大型水門、河川堤防、ダムのゲートについて、地震対策を進めます。

○海岸保全施設の高潮・地震・津波対策

予算額 2,295,681千円

(2,557,681千円※H30年度2月補正予算含みベース)

高潮に対して必要な堤防高、地震に対して必要な耐震性、越流する津波に対して必要
な粘り強さを確保するための一体的な施設整備を推進します。

○港湾施設の地震・老朽化対策

予算額 410,386千円

緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の地震対策を進めます。また、利
用者の安全性や港湾の機能を確保するため、岸壁の更新・大規模修繕等の老朽化対策を
進めます。

○待ったなし！耐震化プロジェクト

予算額 94,709千円

地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、市町が行う、木造住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修および除却への支援を行います。

○建築物耐震対策促進事業

予算額 54,150千円

地震に対する建築物やまちの安全性を高めるため、耐震診断が義務化された避難路沿道建築物および大規模建築物の耐震診断や耐震改修等の耐震化事業に対する支援を行います。

(2) 安全・安心や地域の成長を支える道路整備および機能保全

①高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

予算額 9,252,520千円

(9,452,520千円※H30年度2月補正予算含みベース)

地域の経済活動や国内外からの集客・交流等を支える基盤となる高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進めます。

【主な路線】

東海環状自動車道、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）、鈴鹿四日市道路、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路、新宮紀宝道路 等

②県管理道路の整備推進と施設の機能保全

予算額 21,921,386千円

(28,416,277千円※H30年度2月補正予算含みベース)

高規格幹線道路等へのアクセス道路やバイパス等の抜本的な整備に加え、柔軟な対応を織り交ぜながら、県管理道路の整備を推進します。

また、自然災害時に道路機能を確保する必要がある施設について、のり面・盛土等の防災対策、冠水対策、橋梁耐震対策等を集中的に進めます。

【主な路線】

国道167号磯部バイパス、国道169号土場バイパス、国道421号大安ICアクセス道路、国道477号菰野バイパス、国道368号伊賀名張拡幅、国道163号片田バイパス、県道北勢多度線、県道四日市関線、県道鈴鹿環状線磯山バイパス、県道六軒鎌田線 等

【うち平成31年度供用予定】

国道169号土場バイパス、県道四日市関線、県道六軒鎌田線 等

3 事業の見直し

	事業本数	事業費
廃止	3本	△27,187千円
リフォーム	4本	△3千円
休止	1本	△30,434千円
合計	8本	△57,624千円

防災・減災、国土強靱化対策の推進

予算額 195.6億円

※H30年度2月補正予算含みベース（特別会計含む）
 ※次頁以降の資料中★マークが付いた事業の予算と重複計上

県土整備部 県土整備総務課
 企画広報班 電話 2762
 予算決算班 電話 2655

平成30年7月豪雨等を踏まえ実施された緊急点検結果等を受け、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、国が取りまとめた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として新たに確保された予算を活用し、これまで取り組んできた事業の更なる推進を図ります。具体的には、主に以下のような事業に集中的に取り組めます。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を踏まえた更なる事業推進

避難行動に必要な情報等の確保	大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	道路ネットワークの確保
<p data-bbox="197 603 694 708">土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策</p> <p data-bbox="197 730 694 804">警戒避難体制整備の基礎となる土砂災害警戒区域の基礎調査を実施</p> <p data-bbox="197 842 694 948">河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策</p> <p data-bbox="197 970 694 1091">氾濫の危険性が高いと予想される箇所について、想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域図を作成</p> <p data-bbox="197 1129 694 1235">高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策</p> <p data-bbox="197 1257 694 1378">高潮被害が深刻となると予想される海岸において、高潮浸水想定区域図等を作成</p>	<p data-bbox="772 603 1523 660">洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）</p> <p data-bbox="772 676 1523 740">流下阻害等によって、洪水氾濫による著しい被害が生じる等の河川について、樹木伐採・河道掘削等を実施</p> <p data-bbox="772 778 1523 868">土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策</p> <p data-bbox="772 884 1523 995">地域の避難所や避難路が限られており、土砂災害に伴い被害が生じると、避難に困難が生じる箇所のうち緊急性の高い箇所について、砂防関係施設の整備等を実施</p> <p data-bbox="772 1018 1523 1059">河川・海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策</p> <p data-bbox="772 1075 1523 1171">地震の発生リスクが高く重要な背後地をかかえる河川・海岸のうち、早期に対策が可能な緊急性の高い箇所において耐震対策等を実施</p> <p data-bbox="772 1193 1523 1235">海岸堤防等の高潮等に関する緊急対策</p> <p data-bbox="772 1251 1523 1394">ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱え、堤防高や消波機能等が不足する海岸のうち、堤防等の高さまたは消波機能等が不足し、早期に対策の効果があげられる緊急性の高い箇所において、堤防かさ上げ等を実施</p>	<p data-bbox="1601 603 2069 692">道路のり面・盛土等に関する緊急対策（のり面・盛土対策、道路拡幅等）</p> <p data-bbox="1601 708 2069 932">広域交通を担う幹線道路等において、土砂災害等の危険性が高く、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所について、土砂災害等に対応した道路のり面・盛土対策、土砂災害等を回避する改良や道路拡幅等を実施</p> <p data-bbox="1601 970 2069 1011">道路の排水施設等に関する緊急対策</p> <p data-bbox="1601 1027 2069 1155">広域交通を担う幹線道路等において、冠水発生のおそれのある箇所について、排水施設等の補修等を実施</p> <p data-bbox="1601 1193 2069 1235">道路橋の耐震補強に関する緊急対策</p> <p data-bbox="1601 1251 2069 1378">広域交通を担う幹線道路等において、耐震未対策の橋梁に係る耐震補強を実施</p>

これらの主な事業のH30年度補正予算およびH31当初予算は、次頁以降の資料でお示しする★マークが付いた事業の予算に含まれています。

(1) 激甚化、頻発化する自然災害や迫りくる大規模地震・津波への対応

平成30年7月豪雨等、激甚化・頻発化する自然災害や、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、ハード、ソフトの両面から防災・減災、国土強靱化対策を進めます。

県土整備部			
河川課	河川計画班	電話	2682
	河川事業班	電話	2679
	河川管理班	電話	2686
防災砂防課	砂防班	電話	2697
	ダム班	電話	2730
港湾・海岸課	海岸整備班	電話	2690

住民避難に資する対策

○危機管理型水位計の設置

予算額 99,300千円

洪水時の避難判断の目安となる水位状況を監視するため、浸水被害が生じた箇所等に引き続き水位計を設置します。

設置箇所：61箇所



○洪水浸水想定区域図の作成

★予算額 238,301千円 (※H30年度2月補正予算含みベース)

洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう、洪水浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより洪水ハザードマップ作成を支援します。

作成箇所：鈴鹿川水系芥川など12河川

○高潮浸水想定区域図の作成

★予算額 19,302千円

大型台風接近時に円滑かつ迅速な避難ができるよう、高潮浸水想定区域図の平成31年度完成をめざします。また、区域図を市町に提供し、高潮ハザードマップ作成を支援します。

作成箇所：伊勢湾沿岸

○土砂災害警戒区域指定のための基礎調査

★予算額 522,000千円 (※H30年度2月補正予算含みベース)

土砂災害により危害を受けるおそれのある箇所を周知し、いち早く避難してもらえよう、平成31年度の完了をめざし、基礎調査を実施します。

【基礎調査の実施】対象箇所：16,208箇所

調査実施箇所 (H30年度末)：13,880箇所 (累計)

施設整備の推進

○河川改修事業

★予算額 3,934,540千円 (※H30年度2月補正予算含みベース)

河川整備計画に基づき、洪水被害を軽減するための堤防整備や河道掘削、治水上支障となっている橋梁の改築、ダム建設等を進めます。

【洪水防止対策】

事業箇所：木津川 (伊賀市)
大内山川 (大紀町)
など19河川

【橋梁の改築】

事業箇所：三渡川 (松阪市)
棕川 (亀山市)
など3河川

【ダム建設】

事業箇所：鳥羽河内ダム (鳥羽市)

H31年度に三渡川の供用開始予定



河道拡幅および道路橋改築により流下能力が拡大

○土砂災害防止施設整備事業

★予算額 3,731,348千円 (※H30年度2月補正予算含みベース)

土石流等による災害から生命や財産を守るため、砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設の整備を進めます。

【土砂災害防止施設の整備】

事業箇所：宇谷川 (津市)
森家野地区 (松阪市)
など57箇所

土砂・流木対策として透過型砂防えん堤等を整備



河川堆積土砂の撤去

予算額 768,368千円

河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去および河川内の雑木の伐採を行います。堆積土砂の撤去および雑木の伐採にあたっては、撤去箇所の優先度を関係市町と検討しながら実施します。

【河川堆積土砂の撤去】

事業箇所：朝明川 (川越町)
など61河川

撤去予定量：約25万m³
(災害復旧除く)

【青川】



《着手前》

流下能力を回復し、早期に効果を発現



《完成》

★マークが付いた予算額には、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として新たに確保された予算が含まれています。

(1) 激甚化、頻発化する自然災害や迫りくる大規模地震・津波への対応

県土整備部
 河川課 河川事業班 電話 2679
 港湾・海岸課 海岸整備班 電話 2690
 港湾整備班 電話 2691
 防災砂防課 ダム班 電話 2730

河川管理施設の地震・津波対策

★予算額 1,265,644千円

・河口部の大型水門、河川堤防、ダムのゲートについて、地震対策を進めます。

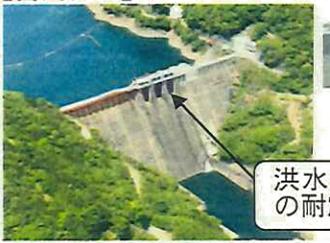
○主な事業箇所

- 【大型水門の地震・津波対策】
前川（志摩市）など 5 河川
- 【河川堤防の地震対策】
鍋田川（木曾岬町）など 2 河川
- 【ダムゲートの地震対策】
宮川ダム（大台町）

【鍋田川堤防】



【宮川ダム】



海岸保全施設の高潮・地震・津波対策

★予算額 2,557,681千円

(※H30年度2月補正予算含みベース)

高潮に対して必要な堤防高、地震に対して必要な耐震性、越流する津波に対して必要な粘り強さを確保するための一体的な施設整備を推進します。

○主な事業箇所

- 【高潮対策（侵食対策含む）】
津北部地域海岸（津市） など 13 地区海岸
- 【地震対策】
城南第一地区海岸（桑名市）など 5 地区海岸
- 【津波対策】
宇治山田港海岸（伊勢市） など 5 地区海岸
※地震対策、津波対策を高潮対策と重複して実施する海岸もあります。

【宇治山田港海岸（二見地区）】

高潮対策+津波対策



整備効果（越波防止）



港湾施設の地震・老朽化対策

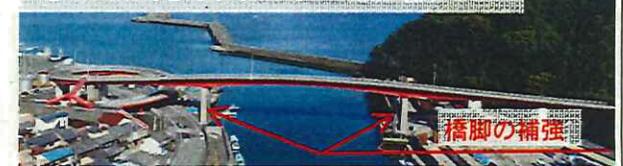
予算額 410,386千円

緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の地震対策を進めます。また、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、岸壁の更新・大規模修繕等の老朽化対策を進めます。

○主な事業箇所

- 【地震対策】
長島港（江ノ浦大橋）
- 【老朽化対策】
津松阪港（大口地区）など3箇所

【地震対策】長島港（江ノ浦大橋）



【老朽化対策】津松阪港（大口地区）



★マークが付いた予算額には、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として新たに確保された予算が含まれています。

(1) 激甚化、頻発化する自然災害や迫りくる大規模地震・津波への対応

県土整備部
住宅政策課
住まい支援班 電話 2720
建築開発課
建築安全班 電話 2752

地震に対する建築物やまちの安全性の向上を図り、県民の生命・財産を守るため、木造住宅、耐震診断が義務化された避難路沿道建築物および大規模建築物の耐震化を支援します。

待ったなし！耐震化プロジェクト

予算額 94,709千円

木造住宅の耐震化を促進するため、市町が行う耐震診断、補強設計、耐震改修および除却への支援を行います。

■木造住宅(耐震化)

●対象:昭和56年5月以前に建築された木造住宅

【耐震診断】(2,000戸) 補助率:10/10

[国 1/2 県 1/4 市町 1/4]

【補強設計】(120戸) 補助率:2/3

[国 1/3 県 1/6 市町 1/6]

【耐震改修】(115戸) 補助率:0.115+2/3

[国 11.5% 県 1/3 市町 1/3]



筋かいによる耐震改修の事例
(補強壁内部の状況)

【+リフォーム補助】(115戸) 補助率:1/3 [県 1/3]

対象:耐震改修と同時に行うリフォームに補助

※国の総合支援メニュー(補強設計と耐震改修を一括して申請することにより、これまでよりも手厚い国費補助が受けられる制度)にも対応します。

■木造住宅(除却)

●対象:昭和56年5月以前に建築された耐震性のない木造空き家住宅

【除却】(171戸) 補助率:23% [国11.5% 県5.75% 市町5.75%]

※市町により補助制度が異なります。

建築物耐震対策促進事業

予算額 54,150千円

耐震診断が義務化された避難路沿道建築物および大規模建築物の耐震化を促進するため、これらの耐震化に対する支援を行います。

■避難路沿道建築物

●対象:耐震診断を義務付けた道路を閉塞するおそれのある昭和56年5月以前に建築された沿道建築物

【耐震診断】(28棟) 補助率:10/10

[国 1/3 県 1/3 市町 1/3]

【補強設計】(3棟) 補助率:2/3

[国 1/3 県 1/6 市町 1/6]

【耐震改修】(1棟) 補助率:2/5

[国 1/5 県 1/10 市町 1/10]

※除却・建替も補助対象です。



倒壊して道路をふさぐ建築物(熊本地震)

■大規模建築物

●対象:耐震診断が義務付けられた大規模建築物のうち、災害時に避難所として活用される建築物

【耐震改修】(1棟) 補助率:44.8%

[国 1/3 県 5.75% 市町 5.75%]

ブレース補強



ホテルの耐震改修の事例

※2020年度で対象6棟全てが耐震改修完了見込みです。

(2) 安全・安心や地域の成長を支える道路整備および機能保全

県土整備部		
道路企画課	道路企画班	電話 2739
道路建設課	道路建設班	電話 2630
道路管理課	道路維持班	電話 2677
都市政策課	街路・公園班	電話 2706

① 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

予算額 9,452,520千円(※H30年度2月補正予算含みベース)

地域の経済活動や国内外からの集客・交流を支える基盤となる高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進めます。

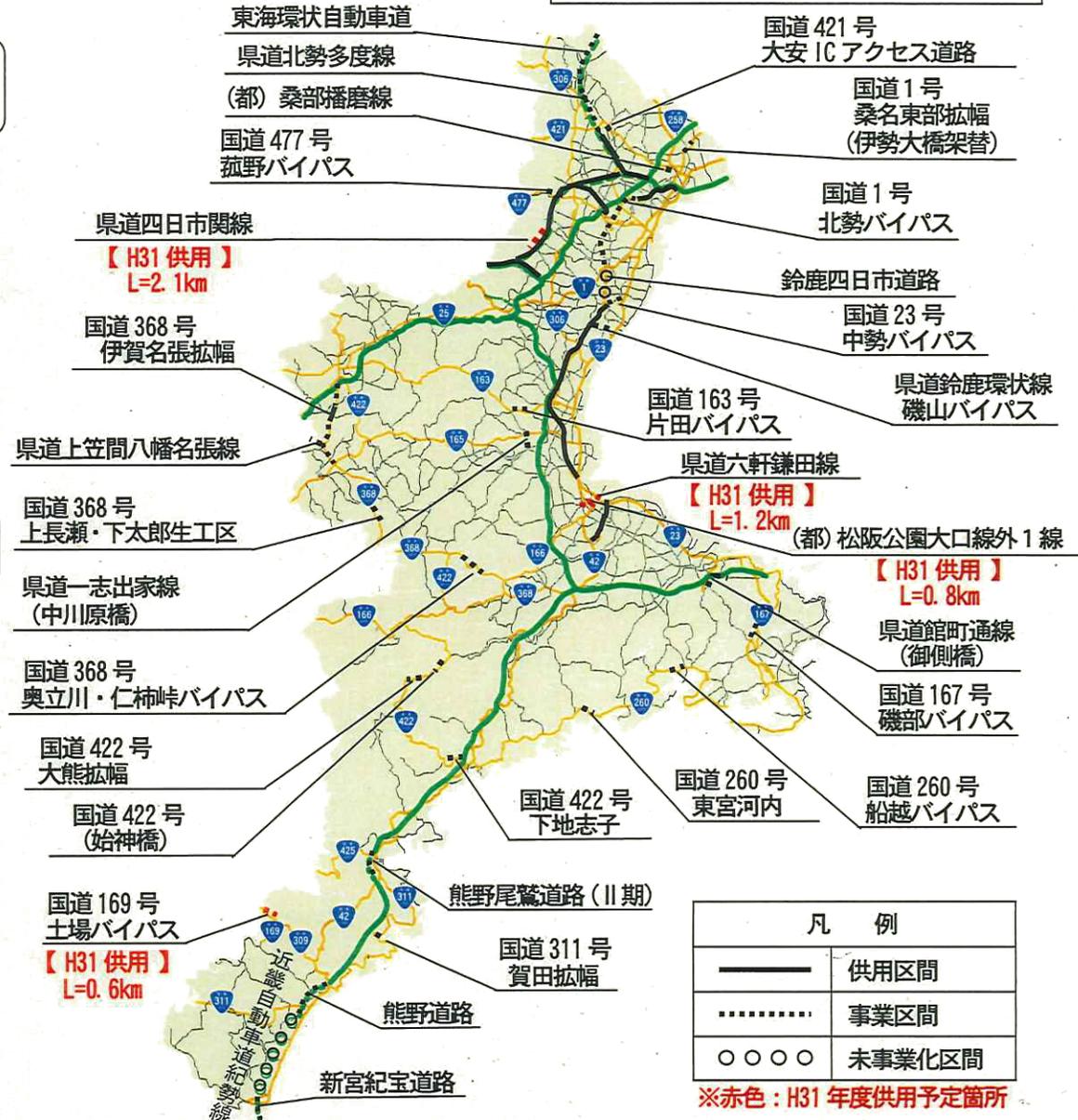


整備が進められている国道1号北勢バイパス



早期完成に向けて工事の最盛期を迎える熊野尾鷲道路(Ⅱ期)

■ 主要事業位置図



② 県管理道路の整備推進と施設の機能保全

★予算額 28,416,277千円(※H30年度2月補正予算含みベース)

高規格幹線道路等へのアクセス道路やバイパス等の抜本的な整備に加え、柔軟な対応を織り交ぜながら、県管理道路の整備を推進します。



平成31年度完成予定の国道169号土場バイパス



平成31年度完成予定の(都)松阪公園大口線

自然災害時に道路機能を確保する必要がある施設について、のり面・盛土等の防災対策、冠水対策、橋梁耐震対策等を集中的に進めます。

【のり面等の防災対策】

主な事業箇所
伊勢磯部線(伊勢市)
など

【道路冠水対策】

主な事業箇所
国道365号(四日市市)
など

【橋梁耐震対策】

主な事業箇所
国道306号(北勢大橋)
(いなべ市) など

★マークが付いた予算額には、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として新たに確保された予算が含まれています。

凡 例

——	供用区間
.....	事業区間
○○○○	未事業化区間

※赤色：H31年度供用予定箇所

平成31年度当初予算主要事業

県土整備部

政策名、施策名及び事業の内容	担当課
<p>《政策名：防災・減災》 〈施策名：(112) 防災・減災対策を進める体制づくり〉</p> <p>1 建築物耐震対策促進事業 54,150千円 【(11205) 安全な建築物の確保】 (第8款 土木費 第1項 土木管理費 3 建築指導費) 大規模建築物の耐震改修、避難路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等に対する支援を行います。</p> <p>2 待ったなし！耐震化プロジェクト 94,709千円 【(11205) 安全な建築物の確保】 (第8款 土木費 第6項 住宅費 1 住宅管理費) 戸別訪問による住宅耐震化の普及啓発を促進するとともに、木造住宅の耐震診断、耐震補強、除却等を支援します。</p> <p>3 緊急輸送道路機能確保事業 5,746,576千円 (8,859,576千円 ※H30年度2月補正予算含みベース) 【(11207) 緊急輸送道路の機能確保】 (第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費) など 災害時に人員や物資などの交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送に資する県管理道路の計画的な修繕や整備を進めます。</p>	<p>建築開発課</p> <p>住宅政策課</p> <p>道路管理課</p>
<p>〈施策名：(113) 治山・治水・海岸保全の推進〉</p> <p>1 河川事業 8,869,855千円 (10,147,855千円 ※H30年度2月補正予算含みベース) 【(11301) 洪水対策の推進】 (第8款 土木費 第3項 河川海岸費 2 河川改良費) など 河川改修や河道掘削等の治水対策や大型水門、ダム等の耐震対策のほか、定期点検結果に基づく適切な予防保全対策を進めます。また、避難に資するソフト対策として、危機管理型水位計の設置や洪水浸水想定区域図の作成、水位・雨量情報システムの更新を進めます。</p> <p>2 河川堆積土砂対策事業 768,368千円 【(11301) 洪水対策の推進】 (第8款 土木費 第3項 河川海岸費 2 河川改良費) など 堆積土砂の撤去および河川内の雑木の伐採を、関係市町と優先度を検討</p>	<p>河川課</p> <p>河川課</p>

<p>しながら、実施します。</p> <p>3 砂防事業 3, 476, 748千円 (4, 253, 348千円 ※H30年度2月補正予算含みベース) 【(11302) 土砂災害対策の推進】 (第8款 土木費 第3項 河川海岸費 3 砂防費) など 砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、土砂災害により危害を受けるおそれのある区域を周知し、避難に資するソフト対策として、土砂災害警戒区域の指定等を進めます。</p>	<p>防災砂防課</p>
<p>4 海岸事業 2, 752, 229千円 (3, 348, 229千円 ※H30年度2月補正予算含みベース) 【(11303) 高潮・地震・津波対策の推進】 (第8款 土木費 第3項 河川海岸費 4 海岸保全費) など 堤防等の高潮対策・耐震対策、海岸堤防強靱化対策を進めるとともに、避難に資するソフト対策として、高潮浸水想定区域図の作成を進めます。</p>	<p>港湾・海岸課</p>
<p>《政策名：環境を守る》 〈施策名：(154) 大気・水環境の保全〉 1 流域下水道（建設）事業 4, 077, 071千円 (4, 173, 171千円 ※H30年度2月補正予算含みベース) 【(15403) 生活排水対策の推進】 (流域下水道事業特別会計 第1款 流域下水道事業費 第1項 流域下水道事業費 2 流域下水道建設費) 公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに、施設の老朽化対策等を進めます。</p>	<p>下水道課</p>
<p>《政策名：地域の活力の向上》 〈施策名：(254) 移住の促進〉 1 移住促進のための空き家リノベーション支援事業 4, 800千円 【(25402) 移住受入体制の整備】 (第8款 土木費 第6項 住宅費 1 住宅管理費) 県内への移住者が安心・安全に暮らせる良好な居住環境を創出するため、既存住宅の活用と耐震化促進の観点から、市町が実施する空き家等を活用したリノベーション事業を支援します。</p>	<p>住宅政策課</p>
<p>《政策名：安心と活力を生み出す基盤》 〈施策名：(351) 道路網・港湾整備の推進〉 1 直轄道路事業負担金 9, 126, 548千円 (9, 326, 548千円 ※H30年度2月補正予算含みベース)</p>	<p>道路企画課</p>

<p style="text-align: center;">【(35101) 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進】 (第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費) 国が行う道路事業に対して負担金を支出することにより、県内の幹線道路網の形成を促進します。</p>	
<p>2 道路改築事業 7, 220, 575千円 (8, 190, 475千円 ※H30年度2月補正予算含みベース) 【(35102) 県管理道路の整備推進】 (第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費) など 地域高規格道路や幹線道路にアクセスする道路等の整備に取り組み、県民生活の利便性、安全性の向上に寄与する道路ネットワークの構築を進めます。また、通学路などのさらなる安全確保に向け、歩行空間の整備等を進めます。</p>	道路建設課
<p>3 道路維持修繕事業 8, 129, 134千円 (10, 430, 159千円 ※H30年度2月補正予算含みベース) 【(35103) 適切な道路の維持管理】 (第8款 土木費 第1項 土木管理費 1 土木総務費) など 平成30年度に改定する「三重県道路舗装維持管理基本計画」をふまえた舗装の維持管理を進めるなど、道路施設の適切な修繕・更新等に取り組みます。</p>	道路管理課
<p>4 港湾事業 410, 386千円 【(35104) 県管理港湾の機能充実】 (第8款 土木費 第4項 港湾費 2 港湾建設費) 港湾施設の定期点検・補修を実施するとともに、岸壁の更新・大規模修繕等の老朽化対策を進めます。また、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。</p>	港湾・海岸課
<p>〈施策名：(353) 安全で快適な住まいまちづくり〉</p>	
<p>1 都市計画策定事業 14, 760千円 【(35301) 安全で快適なまちづくりの推進】 (第8款 土木費 第5項 都市計画費 1 都市計画総務費) 人口減少・超高齢社会、地震・津波等大規模災害に対応したまちづくりに向け、「都市計画区域マスタープラン」の策定を進めます。</p>	都市政策課
<p>2 街路事業 825, 101千円 (936, 067千円 ※H30年度2月補正予算含みベース) 【(35301) 安全で快適なまちづくりの推進】 (第8款 土木費 第5項 都市計画費 3 街路事業費) 緊急輸送道路となっている街路の無電柱化や都市交通の円滑化に資する施設の整備等を進めます。</p>	都市政策課

3 公営住宅管理事業	661, 249千円 【(35302) 安全で快適な住まいづくりの推進】 (第8款 土木費 第6項 住宅費 1 住宅管理費) 住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で県営住宅を提供するとともに、県営住宅の点検および修繕を行うなど適切な維持管理を実施します。	住宅政策課
4 建築基準法施行事業	11, 137千円 【(35303) 適法な建築物の確保】 (第8款 土木費 第1項 土木管理費 3 建築指導費) 建築物等の安全性確保に向け、不特定多数の者が利用する既存建築物の適正な維持保全のための指導・助言を行うとともに、新築建築物等の完了検査など建築基準法の遵守を促します。	建築開発課
5 みえの景観づくり推進事業	5, 328千円 【(35304) 参画と協働による景観まちづくりの推進】 (第8款 土木費 第5項 都市計画費 1 都市計画総務費) 「三重県景観計画」等に基づき、良好な景観づくりに取り組むとともに、三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置の適正化や安全対策に取り組めます。	都市政策課
《行政運営の取組》 〈行政運営7：公共事業推進の支援〉		
1 公共事業評価制度事業	878千円 【(40701) 公共事業の適正な執行・管理】 (第8款 土木費 第1項 土木管理費 1 土木総務費) 三重県公共事業評価審査委員会を開催し、公共事業の再評価・事後評価を行います。	公共事業運営課
2 公共事業電子調達システム事業	113, 967千円 【(40701) 公共事業の適正な執行・管理】 (第8款 土木費 第1項 土木管理費 1 土木総務費) 電子調達システム（公共）について、システムの更新を行います。	技術管理課

2 【議案第79号、第89号、第90号】

平成30年度三重県一般会計・特別会計補正予算について

(会計別総括表)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額
一 般 会 計	84,759,585	△1,702,562	83,057,023
土木費	77,658,738	△468,930	77,189,808
災害復旧費	7,100,847	△1,233,632	5,867,215
特 別 会 計	15,045,084	△607,351	14,437,733
港湾整備事業特別会計	167,366	△1,722	165,644
流域下水道事業特別会計	14,877,718	△605,629	14,272,089
合 計	99,804,669	△2,309,913	97,494,756

(事業別総括表)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額	
国補公共事業	一般会計	31,566,017	△406,356	31,159,661
	下水道特会	4,993,848	△34,568	4,959,280
	合 計	36,559,865	△440,924	36,118,941
直 轄 事 業	一般会計	16,020,381	△8,072	16,012,309
県単公共事業	一般会計	13,346,816	84,778	13,431,594
	下水道特会	104,755	—	104,755
	合 計	13,451,571	84,778	13,536,349
受託公共事業	一般会計	1,107,402	△31,948	1,075,454
災害復旧事業	一般会計	7,100,847	△1,233,632	5,867,215
その 他 事 業 (非公共事業)	一般会計	15,618,122	△107,332	15,510,790
	港湾特会	167,366	△1,722	165,644
	下水道特会	9,779,115	△571,061	9,208,054
	合 計	25,564,603	△680,115	24,884,488
合 計	一般会計	84,759,585	△1,702,562	83,057,023
	港湾特会	167,366	△1,722	165,644
	下水道特会	14,877,718	△605,629	14,272,089
	合 計	99,804,669	△2,309,913	97,494,756

【国補公共事業】 $\Delta 440,924$ 千円

○ 一般会計 $\Delta 406,356$ 千円

(主なもの)

道路事業	$\Delta 293,924$ 千円
道路整備交付金事業費	$\Delta 296,036$ 千円
海岸事業 国補海岸災害関連事業費	$\Delta 109,000$ 千円
港湾事業 国補港湾災害関連事業費	19,000千円

○ 流域下水道事業特別会計 $\Delta 34,568$ 千円

下水道事業 国補北勢沿岸流域下水道(南部)建設費	78,551千円
国補中勢沿岸流域下水道(松阪)建設費	$\Delta 67,540$ 千円
国補中勢沿岸流域下水道(志登茂川)建設費	$\Delta 52,430$ 千円

【直轄事業】 $\Delta 8,072$ 千円

(主なもの)

直轄道路事業負担金	171,938千円
直轄港湾事業負担金	$\Delta 164,168$ 千円
直轄公園事業負担金	$\Delta 14,137$ 千円

【県単公共事業】 84, 778千円

○ 一般会計 84, 778千円

(主なもの)

県単建設事業 県単港湾改修費 93, 502千円

【受託公共事業】 △31, 948千円

(主なもの)

県単道路改築費 △15, 803千円

県単街路事業費 △15, 000千円

【災害復旧事業】 △1, 233, 632千円

(主なもの)

平成30年災害土木(建設)復旧費 △1, 127, 743千円

【その他事業】 △680, 115千円

○ 一般会計 △107, 332千円

(主なもの)

待ったなし!耐震化プロジェクト △19, 759千円

港湾管理費 △19, 082千円

建築物耐震対策促進事業費 △17, 088千円

○ 流域下水道事業特別会計 △571, 061千円

(主なもの)

北勢沿岸流域下水道(北部)管理費 △203, 741千円

北勢沿岸流域下水道(南部)管理費 △152, 144千円

【繰越明許費】

(繰越明許費一覧表)

(単位：千円)

科 目	補正前の額	今回追加・変更を行う額	補正後の額	備 考
一般会計	8,334,791	21,842,675	30,177,466	
土木費	8,334,791	18,020,463	26,355,254	
土木管理費	—	3,552,945	3,552,945	公共土木施設維持管理費ほか1事業
道路橋りよう費	6,383,925	7,225,612	13,609,537	道路整備交付金事業費ほか9事業
河川海岸費	1,556,900	5,893,372	7,450,272	砂防整備交付金事業費ほか16事業
港湾費	52,000	732,394	784,394	海岸高潮対策(港湾)費ほか5事業
都市計画費	341,966	616,140	958,106	街路整備交付金事業費ほか9事業
災害復旧費	—	3,822,212	3,822,212	
土木施設災害復旧費	—	3,822,212	3,822,212	平成30年災害土木(建設)復旧費ほか3事業
流域下水道事業特別会計	496,120	3,126,441	3,622,561	
流域下水道事業費	496,120	3,126,441	3,622,561	国補北勢沿岸流域下水道(北部)建設費ほか11事業
県土整備部計	8,830,911	24,969,116	33,800,027	

3 【議案第 32 号】三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

1 用途地域における特例許可制度の手続きの合理化に係る改正

(1) 改正理由

建築基準法が一部改正され、用途地域における特例許可制度において、許可の実績の蓄積があるもの等の許可に際して、公聴会の開催や建築審査会の同意が不要となる場合が定められ、手続きの合理化が図られることとなりました。これにより、手続きが合理化された特例許可申請手数料について、規定を整備するものです。

(2) 改正内容

- ・ 特例許可を受けた建築物等に係る用途地域における増築等許可申請手数料（新設）
120,000 円
- ・ 日常生活に必要な建築物等に係る用途地域における建築等許可申請手数料（新設）
140,000 円

※本手数料は、審査業務等に係る所要時間を求め、三重県職員の平均給与単価を乗じて算定しています。

(3) 条例の施行期日

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日

<参考> 現行許可制度との比較表

制度の概要	(現行許可制度) 用途地域における建築等許可 [法第 48 条 各項ただし書]	(新設許可制度) 既に許可を受けた建築物に係る用途地域における増築、改築又は移転許可 [法第 48 条 第 16 項第 1 号]	(新設許可制度) 日常生活に必要な建築物に係る用途地域における建築等許可 [法第 48 条 第 16 項第 2 号]
公聴会の要否	○	×	○
建築審査会の要否	○	×	×
許可申請手数料	18 万円	12 万円	14 万円

2 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等の建蔽率規制の緩和に係る改正

(1) 改正理由

建築基準法が一部改正され、前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建蔽率規制の緩和の許可制度が新設されることとなりました。これにより、新たな特例許可に係る申請手数料について、規定を整備するものです。

(2) 改正内容

・建築物の建蔽率に関する制限の特例に係る許可申請手数料（追加） 33,000 円
 ※本手数料は、審査業務等に係る所要時間を求め、三重県職員の平均給与単価を乗じて算定しています。

(3) 条例の施行期日

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日

<参考> 現行許可制度との比較表

制度の概要	(現行許可制度) 隣地境界線からの壁面線の指定等による建築物の建蔽率に関する制限の緩和 [法第 53 条第 4 項]	(新設許可制度) <u>前面道路の境界線からの壁面線の指定等による建築物の建蔽率に関する制限の緩和</u> [法第 53 条第 5 項]
許可申請手数料	3 万 3 千円	3 万 3 千円

3 二以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合における全体計画認定制度の創設に係る改正

(1) 改正理由

建築基準法が一部改正され、一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画認定制度が新設されることとなりました。これにより、新設された特例認定に係る申請手数料について、規定を整備するものです。

(2) 改正内容

・ 既存の一の建築物を段階的に用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料（新設） 27,000 円

※本手数料は、審査業務等に係る所要時間を求め、三重県職員の平均給与単価を乗じて算定しています。

(3) 条例の施行期日

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日

<参考>類似認定制度との比較表

制度の概要	(類似認定制度) 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和 [法第 86 条の 8]	(新設認定制度) 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和 [法第 87 条の 2]
認定申請手数料	2 万 7 千円	2 万 7 千円

4 用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合等の許可制度の創設に係る改正

(1) 改正理由

建築基準法が一部改正され、既存の建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合等の制限の緩和に係る特例許可制度が新設されることとなりました。これにより、新設された特例許可に係る申請手数料等について、規定を整備するものです。

(2) 改正内容

- ・建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料（新設） 120,000 円
 - ・建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料（新設） 160,000 円
- ※本手数料は、審査業務等に係る所要時間を求め、三重県職員の平均給与単価を乗じて算定しています。
- ※特別興行場等とは、国際的規模の会議や競技会等のため、1年を超えて使用する興行場等のことをいいます。

(3) 条例の施行期日

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日

<参考>類似許可制度との比較表

制度の概要	(類似許可制度) 仮設興行場等に対する制限の緩和 [法第 85 条]	(新設許可制度) 用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和 [法第 87 条の 3]
許可対象 [第 5 項]	仮設興行場等	用途を変更して一時的に使用する興行場等
公聴会・建築審査会の要否	×	×
許可適用期間	1 年以内	1 年以内
許可申請手数料	12 万円	12 万円
許可対象 [第 6 項]	1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等 (公益上やむを得ないもの)	用途を変更して一時的に使用する特別興行場等 (公益上やむを得ないもの)
公聴会の要否	×	×
建築審査会の要否	○	○
許可適用期間	1 年を超えて使用上必要と認める期間	1 年を超えて使用上必要と認める期間
許可申請手数料	16 万円	16 万円

4 【議案第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、
第51号、第52号、第53号】
消費税法等の改正に関する条例改正（県土整備部関係）について

議案 番号	条例名	その他 の改正	改正内容 (施行期日)
第36号	三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例の一部を改正する条例案		消費税法等の一部改正に鑑み、道路使用料等の額を改定する。 (平成31年10月1日から施行)
第37号	三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案	○	消費税法等の一部改正に鑑み、占用料の額の改定を行う。また、道路法の一部改正に伴う条項ずれを修正する。 (平成31年10月1日(一部公布の日)から施行)
第38号	三重県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案		消費税法等の一部改正に鑑み、流水占用料等の額を改定する。 (平成31年10月1日から施行)
第39号	三重県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例案		消費税法等の一部改正に鑑み、占用料及び土石等採取料の額を改定する。 (平成31年10月1日から施行)
第40号	三重県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案		消費税法等の一部改正に鑑み、占用料及び土石採取料の額を改定する。 (平成31年10月1日から施行)
第41号	港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例の一部を改正する条例案		消費税法等の一部改正に鑑み、占用料及び土砂採取料の額を改定する。 (平成31年10月1日から施行)

議案 番号	条例名	その他 の改正	改正内容 (施行期日)
第 51 号	三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案	○	消費税法等の一部改正に鑑み、入港料及び港湾施設使用料の額を改定するとともに、その納付期限を15日以内から30日以内に改正する。また、港湾施設用地について、1か月未満の貸付は課税対象となることを追記する。あわせて、これまで、使用料の上限値を定めていた津松阪港の上屋及び給水施設について、使用料単価を定める。そのほか、施設区分「津松阪港（松阪港区）大口埠頭上屋、その他の上屋」を「津松阪港（松阪港区）、引本港」に変更する等の改正を行う。 (平成31年10月1日から施行)
第 52 号	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案	○	消費税法等の一部改正に鑑み、都市公園の施設等に係る使用料の額の改定を行う。また、施設設置及び占用に係る許可期間に応じた消費税等について、許可期間1か月未満の場合は徴収し、1か月以上の場合は徴収しないこととする規定を追加する。 (平成31年10月1日（一部公布の日）から施行)
第 53 号	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案	○	消費税法等の一部改正に鑑み、下水道に関する普及啓発を目的とする施設の使用料の額を改定する。また、施設区分「バーベキュー棟」を「バーベキューサイト」に改める等の改正を行う。 (平成31年10月1日から施行)

(所管事項)

1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告(県土整備部関係)について

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	連続立体交差事業負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1-55	389,000 (H31.4)	近鉄川原町駅付近連続立体交差事業による鉄道施設高架化等に要する経費の一部を負担する。	(目的・理由) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で複数の踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故の解消を図る。 (根拠) 「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄との協定書	①公共財 健全かつ機能的な都市形成を目的とした都市計画道路等の整備に係る経費の負担であることから公益性を有している。	都市政策課	土木費	都市計画費	街路事業費	街路整備交付金事業費
2	同和地区公共下水道事業補助金	津市 津市殿村5	17,400 (H31.9)	対象区域において、平成9年度から13年度までの5年間に実施した公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で、国の財政上の特別措置が講じられない管渠の建設に要する経費について、地方債の元利償還額の一部を補助する。 (平成13年度までの制度で、新規採択終了)	(目的・理由) 同和地区における公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	①公共財 公共財である河川や海等の公共用水域の水質汚濁防止を図るものであり、公益性を有している。	下水道課	同上	同上	下水道事業費	下水道事業諸費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
3	大規模建築物耐震改修事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1-1	10,154 (H31.9)	大規模建築物の耐震改修工事に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。	(目的・理由) 大規模建築物の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニマム 災害時に避難所として活用される大規模建築物等は、倒壊した場合、地域全体の避難・救助活動の低下が懸念されるほか、不特定多数の利用者に甚大な被害を及ぼす恐れがある。このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。	建築開発課	土木費	土木管理費	建築指導費	建築基準法施行費
4	避難路沿道建築物耐震対策支援事業費補助金	津市 津市西丸の内23-1	11,703 (H31.4)	避難路沿道建築物の耐震対策に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。	(目的・理由) 避難路沿道建築物の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニマム 緊急輸送道路沿道の建築物が倒壊した場合、当該道路の通行を妨げ、避難物資の流通、救助活動の低下や多数の者の円滑な避難を困難にするなど、甚大な被害を及ぼす恐れがある。このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
5	避難路沿道建築物耐震対策支援事業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	11,062 (H31.4)	避難路沿道建築物の耐震対策に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。	(目的・理由) 避難路沿道建築物の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニマム 緊急輸送道路沿道の建築物が倒壊した場合、当該道路の通行を妨げ、避難物資の流通、救助活動の低下や多数の者の円滑な避難を困難にするなど、甚大な被害を及ぼす恐れがある。 このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。	建築開発課	土木費	土木管理費	建築指導費	建築基準法施行費
6	木造住宅耐震補強等事業費補助金	津市 津市西丸の内23-1	15,000 (H31.4)	木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。	(目的・理由) 住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニマム 現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。 このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。	住宅政策課	同上	住宅費	住宅管理費	住まい安心支援事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
7	木造住宅耐震補強等事業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	14,000 (H31.4)	木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。	(目的・理由) 住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニマム 現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。	住宅政策課	土木費	住宅費	住宅管理費	住まい安心支援事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
8	木造住宅耐震補強等事業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目 18-18	17,000 (H31.4)	木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。	(目的・理由) 住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニマム 現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。 このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。	住宅政策課	土木費	住宅費	住宅管理費	住まい安心支援事業費